

# 平成19年度佐賀県市町決算の概要 (公営企業会計)

## 目次

1. 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分
  2. 事業数及び決算規模
  3. 経営状況(法適用企業)
  4. 経営状況(法非適用企業)
  5. 料金収入の状況
  6. 他会計繰入金の状況
  7. 企業債現在高の推移
- 付表 平成19年度経営状況一覧表(法適用分)
- 付表 平成19年度経営状況一覧表(法非適用分)
- 付表 地方公営企業用語集

# 1 . 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分

地方自治法により事務を処理する会計	一般会計	普通会計	一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を合わせた会計であり、教育、社会福祉、土木、消防等地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上
	特別会計	公営事業会計	地方公共団体が経営する公営企業会計等の会計の総称。以下のような会計あり
		収益事業会計等	競艇、競輪、競馬、国保、老保、介護等
		公営企業会計	使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、住民サービスを提供するための特別会計。法適用企業と法非適用企業に分けられる。
地方公営企業法により事務を処理する会計		法非適用企業	地方公営企業法の規定を適用しない事業 ・県内では、下水道事業の大部分のほか、簡易水道事業、宅地造成事業等
		法適用企業	地方公営企業法の規定を適用している事業 ・上水道事業、工業用水道事業、交通事業等 (当然適用) ・病院事業(財務適用) ・下水道事業(任意適用)

- 本資料は、表中網掛部分について説明するものであり、大きく分けて、法適用企業と法非適用企業に関する決算状況についてまとめたものである。

## 2. 事業数及び決算規模

平成19年度公営企業会計の事業数及び決算規模

(単位:百万円)

	平成19年度			平成18年度			増減額	増減率	
	事業数	決算規模	構成比	事業数	決算規模	構成比			
法適用	上水道	19	36,959	35.8	19	29,096	31.7	7,863	21.3
	工業用水道	5	6,846	6.6	5	1,615	1.8	5,230	76.4
	交通	1	849	0.8	1	868	0.9	19	2.3
	病院	9	11,991	11.6	9	11,952	13.0	39	0.3
	下水道	2	4,278	4.1	1	335	0.4	3,943	92.2
	小計	36	60,923	59.0	35	43,867	47.7	17,055	28.0
法非適用	簡易水道	7	702	0.7	7	985	1.1	283	40.3
	観光施設	3	80	0.1	3	150	0.2	70	88.3
	宅地造成	8	1,265	1.2	8	1,197	1.3	68	5.4
	下水道	46	38,980	37.8	52	43,852	47.7	4,872	12.5
	介護サービス	5	1,288	1.2	6	1,868	2.0	580	45.0
	小計	69	42,315	41.0	76	48,052	52.3	5,737	13.6
	合計	105	103,238	100.0	111	91,919	100.0	11,319	11.0

(注) 決算規模の算出は次のとおり。

・法適用企業 総費用 - 減価償却費 + 資本的支出

・法非適用企業 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金

- 事業数は19年度は105事業となっており、市町村合併等により18年度の111事業から6事業減少している。
- 事業数は下水道事業が最も多く48事業であり、決算規模が大きい事業は、下水道事業、上水道事業、病院事業の順となっている。
- 決算規模は1,032億38百万円となり、18年度の919億19百万円に対し、113億19百万円増加した。これは、上水道事業において企業債の償還金が増加したこと(公的資金補償金免除繰上償還の実施等)及び工業用水道事業において投資が増加したこと等によるものである。

### 3. 経営状況（法適用企業）

平成19年度法適用公営企業の決算状況

（単位：百万円）

赤字等事業数及び赤字額

	法適用合計			うち上水道事業			うち病院事業			総事業数	19年度	18年度	
	19年度	18年度	増減額	19年度	18年度	増減額	19年度	18年度	増減額				
総収益(a)	37,240	36,413	827	23,333	23,908	575	10,693	10,985	291		36事業	35事業	
料金収入	32,565	31,650	914	21,138	21,318	180	9,366	9,381	16		11事業	14事業	
総費用(b)	36,780	35,932	847	21,975	22,576	601	11,378	11,674	296		12事業	13事業	
純損益(c)=(a)-(b)	460	480	20	1,358	1,331	26	685	689	5		14事業	12事業	
経常損益(d)=(e)-(f)	471	233	238	1,352	1,347	5	669	947	278		1事業	1事業	
経常利益(e)	1,699	1,432	267	1,622	1,387	235	0	0	0				
経常損失(f)	1,228	1,199	29	270	40	230	669	947	278		佐賀市(交通)	687	753
経常収支比率	101.3	100.7	0.6	106.2	106.0	0.2	94.1	91.8	2.3		(百万円)	(百万円)	
累積欠損金	6,968	5,974	994	273	0	273	4,824	4,320	504				
不良債務	687	753	66	0	0	0	0	0	0				

(注1)経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用 × 100

(この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。)

- 経常損益は法適用企業全体で19年度は4億71百万円となり、18年度の2億33百万円から2億38百万円の増となった。これは、病院事業において費用が減少したこと及び交通事業において料金収入が増加したこと等によるものである。
- 経常損失を生じた病院事業は、8病院となり、18年度の9病院から1病院減少した。
- 純損失を有する事業は、12事業となり、18年度の13事業から1事業減少した。
- 累積欠損金は法適用企業全体で19年度は69億68百万円となり、18年度の59億74百万円から9億94百万円の増となった。
- 不良債務が生じている企業は、佐賀市(交通事業)1団体1事業のみであり、6億87百万円となった。

## 4 . 経営状況（法非適用企業）

平成19年度法非適用公営企業の決算状況

（単位：百万円）

実質収支(赤字)事業数及び赤字額

	法非適用合計					
				うち下水道事業		
	19年度	18年度	増減額	19年度	18年度	増減額
総収益(a)	14,508	15,951	1,443	12,338	13,470	1,132
料金収入	6,784	7,860	1,075	5,005	5,701	696
総費用(b)	10,243	11,507	1,264	8,774	9,511	737
収益的収支(c)=(a)-(b)	4,265	4,444	179	3,565	3,960	395
資本的収支(d)	3,862	4,205	343	3,310	3,824	513
実質収支	351	267	84	39	23	63
黒字額	361	458	97	186	221	36
赤字額	712	725	13	225	198	27

	19年度	18年度
総事業数	69事業	76事業
実質収支(赤字)事業	3事業	3事業
伊万里市(公共)	183	157
伊万里市(農集)	42	41
伊万里市(宅造)	487	527
	(百万円)	(百万円)

(注1)実質収支の算出は以下による。

・収益的収支差引 + 資本的収支差引 - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金

(注2)総収益には収益的支出に充てた地方債を含む。

- 実質収支は法非適用企業全体で19年度は3億51百万円の赤字となり、18年度の2億67百万円の赤字から84百万円の増となった。これは、18年度に実質収支が黒字であった鳥栖市の公共下水道事業が、法非適用企業から法適用企業へと移行したこと等によるものである。
- また、実質収支の赤字額は、伊万里市(宅地造成事業)における赤字額の占める割合が大きい。実質収支が赤字である団体は、伊万里市(公共下水道、農業集落排水施設及び宅地造成事業)の1団体3事業である。

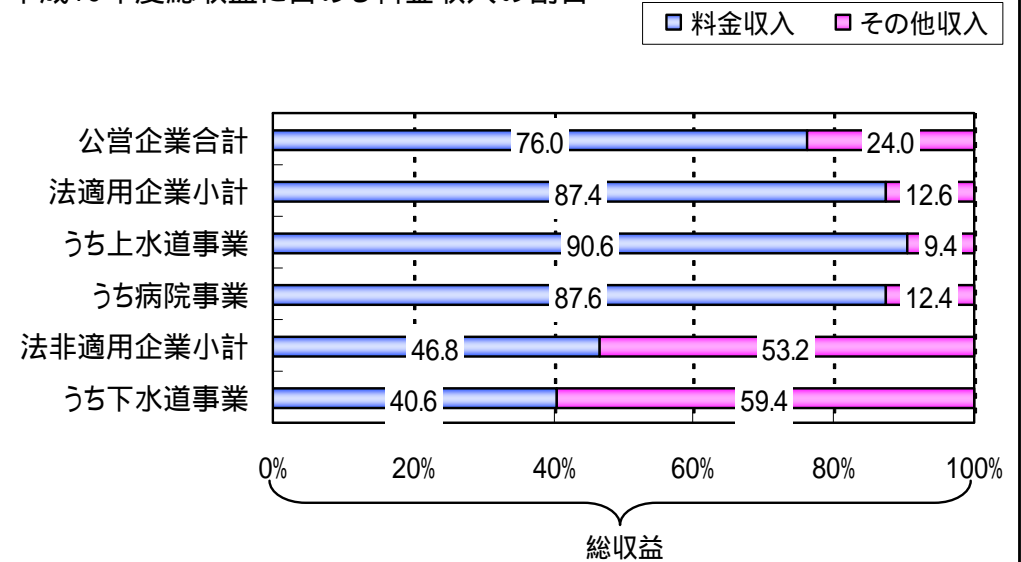
## 5 . 料金収入の状況

総収益に対する料金収入の状況

(単位:百万円)

		総収益	料金収入	割合
公営企業合計	19年度	51,748	39,349	76.0
	18年度	52,364	39,510	75.5
	増減額	616	161	0.5
法適用企業小計	19年度	37,240	32,565	87.4
	18年度	36,413	31,650	86.9
	増減額	827	914	0.5
うち上水道事業	19年度	23,333	21,138	90.6
	18年度	23,908	21,318	89.2
	増減額	575	180	1.4
うち病院事業	19年度	10,693	9,366	87.6
	18年度	10,985	9,381	85.4
	増減額	291	16	2.2
法非適用企業小計	19年度	14,508	6,784	46.8
	18年度	15,951	7,860	49.3
	増減額	1,443	1,075	2.5
うち下水道事業	19年度	12,338	5,005	40.6
	18年度	13,470	5,701	42.3
	増減額	1,132	696	1.7

平成19年度総収益に占める料金収入の割合



- 総収益に対する料金収入の占める割合は、公営企業全体で19年度は76.0%と、18年度の75.5%に対し0.5ポイント増で、ほぼ横ばいであった。
- 法非適用企業全体では19年度は46.8%であり、下水道事業においては40.6%であった。

## 6 . 他会計繰入金の状況

他会計繰入金の状況

(単位:百万円)

		収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合計		
		19年度	18年度	増減額	19年度	18年度	増減額	19年度	18年度	増減額
法適用	上水道	906	1,355	450	1,968	1,186	782	2,874	2,541	333
	工業用水道	187	190	3	365	369	3	552	558	7
	交通	85	75	11	11	14	3	96	88	8
	病院	846	733	114	496	504	8	1,342	1,237	106
	下水道	620	49	571	0	0	0	620	49	571
	小計	2,644	2,401	243	2,840	2,072	768	5,484	4,474	1,011
法非適用	簡易水道	43	50	7	117	101	16	160	150	9
	観光施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宅地造成	129	69	60	29	36	7	159	105	53
	下水道	6,033	6,549	516	3,383	3,826	443	9,416	10,375	959
	介護サービス	10	13	3	0	0	0	10	13	3
	小計	6,215	6,681	466	3,530	3,963	433	9,745	10,644	899
合計		8,859	9,082	223	6,370	6,035	335	15,229	15,117	112

- 他会計繰入金は19年度は152億29百万円となり、18年度の151億17百万円から1億12百万円の増となった。
- 収益的収入への繰入金は、19年度は88億59百万円となり、18年度の90億82百万円から2億23百万円の減となった。これは、上水道事業において高料金対策の対象から外れたことにより繰入金が減少したこと等によるものである。
- 資本的収入への繰入金は、19年度は63億70百万円となり、18年度の60億35百万円から3億35百万円の増となった。これは、上水道事業において企業債の償還の財源とするための繰入が増加したこと等によるものである。

## 7. 企業債現在高の推移

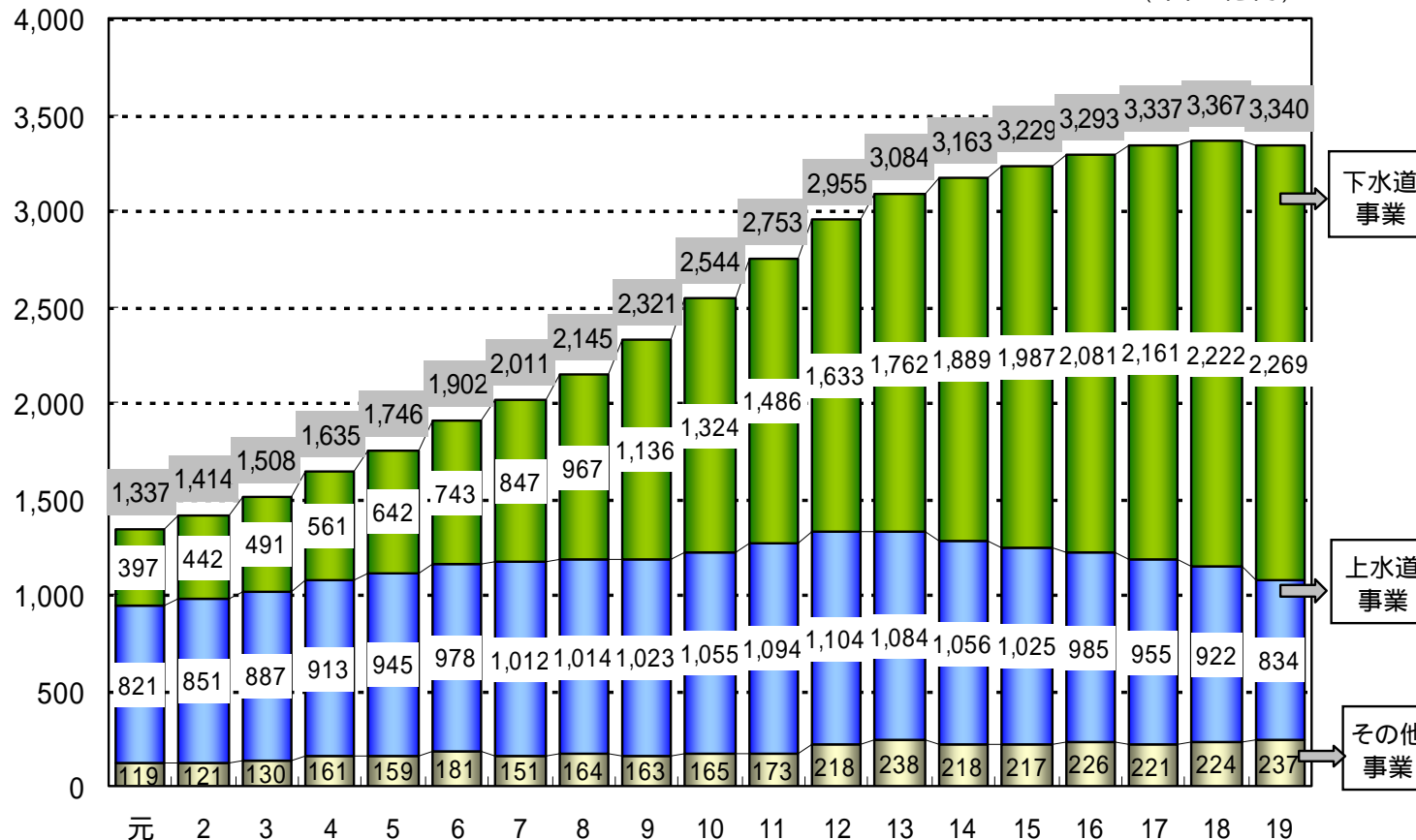
事業別企業債現在高

(単位:億円)

		19年度 末残高	構成比
法適用	上水道	834	25.0
	工業用水道	95	2.8
	交通	0	0.0
	ガス	0	0.0
	病院	90	2.7
	下水道	230	6.9
小計		1,249	37.4
法非適用	簡易水道	20	0.6
	観光施設	2	0.1
	宅地造成	20	0.6
	下水道	2,039	61.0
	介護サービス	10	0.3
小計		2,091	62.6
合計		3,340	100.0

企業債現在高の推移

(単位:億円)



- 企業債現在高は3,340億円となり、過去最高であった18年度からわずかに減少している。また、3,340億円という額は普通会計債残高3,903億円に匹敵する額である。
- 下水道整備を近年始めた市町が多いことから、法適用及び非適用をあわせた下水道事業で企業債全体の約68%と大きな割合を占めている。次いで、上水道事業が25.0%となり、下水道事業、上水道事業あわせて全体の約93%を占めている。



(付表 )

## 平成19年度経営状況一覧表(法適用分)

(単位:千円、%)

事業名	市町・企業団名		総収益	総費用	純損益	経常損益	不良債務	累積欠損金	企業債 現在高	他会計から の繰入金	経常収支 比率	
水道	佐賀市		4,327,790	4,016,544	311,246	311,593		0	7,838,556	9,449	107.8	
	唐津市		2,456,869	2,290,008	166,861	169,236		0	11,266,170	133,039	107.4	
	鳥栖市		1,340,654	1,161,698	178,956	180,953		0	3,863,421	81,510	115.6	
	多久市		654,463	610,049	44,414	45,262		0	3,117,738	100,463	107.4	
	武雄市		1,523,432	1,354,388	169,044	177,747		0	6,692,192	307,991	113.2	
	伊万里市	簡易水道を含む	1,262,958	1,037,716	225,242	225,242		0	4,795,351	127,208	121.7	
	鹿島市		538,383	487,533	50,850	50,850		0	4,293,830	47,279	110.4	
	小城市		271,408	261,379	10,029	10,029		0	887,578	1,137	103.8	
	嬉野市	簡易水道を含む	755,415	749,053	6,362	6,315		0	2,488,629	219,239	100.8	
	玄海町		132,835	132,833	2	2		0	1,944,247	121,799	100.0	
	有田町		449,472	374,771	74,701	49,621		0	2,154,355	1,828	113.2	
	大町町		227,207	217,518	9,689	11,589		0	302,411	26,472	105.4	
	江北町		251,098	210,475	40,623	40,593		0	117,703	737	119.3	
	白石町		608,972	575,613	33,359	33,359		0	822,092	127,732	105.8	
	太良町		51,109	49,024	2,085	2,085		0	60,901	0	104.3	
	西佐賀水道企業団		952,103	849,813	102,290	102,824		0	1,617,009	31,416	112.1	
	佐賀東部水道企業団	末端給水		2,676,613	2,949,602	272,989	270,433		272,989	2,066,325	8,117	90.8
		用水供給		3,171,681	2,989,346	182,335	182,335		0	16,646,793	1,408,025	106.1
	佐賀西部広域水道企業団		1,680,324	1,657,724	22,600	22,600		0	12,461,801	120,540	101.4	
工業用水道	佐賀市		5,758	3,936	1,822	1,822		0	20,393	5,000	146.3	
	唐津市		94,581	160,367	65,786	65,786		993,848	1,123,183	197,270	59.0	
	伊万里市		375,769	373,481	2,288	2,288		142,281	7,575,820	229,410	100.6	
	武雄市		63,604	55,436	8,168	8,168		37,131	461,987	57,000	114.7	
	杵島工業用水道企業団		157,895	155,478	2,417	2,417		0	323,249	63,000	101.6	
交通	佐賀市	自動車運送	813,119	806,988	6,131	6,131	687,277	529,759	0	96,028	100.8	
病院	佐賀市		1,222,566	1,353,133	130,567	132,012		884,805	2,979,985	308,463	90.2	
	唐津市		555,262	582,943	27,681	27,466		171,444	1,254,494	93,765	95.3	
	多久市		1,300,277	1,445,413	145,136	145,136		1,311,676	88,311	95,486	90.0	
	伊万里市		980,016	1,028,167	48,151	46,802		847,494	310,312	219,361	95.4	
	武雄市		1,603,624	1,633,072	29,448	24,093		638,999	1,212,482	148,656	98.5	
	小城市		1,031,524	1,197,192	165,668	158,170		4,445	324,389	101,672	86.7	
	有田町		2,462,604	2,467,344	4,740	4,739		0	852,648	190,629	99.8	
	大町町		827,749	830,159	2,410	59		451,828	154,056	101,205	100.0	
	太良町		709,681	840,418	130,737	130,737		513,466	1,825,741	83,127	84.4	
下水道	鳥栖市	公共下水道	1,604,730	1,772,621	167,891	166,615		167,891	22,417,209	562,199	90.6	
	有田町	特定地域 生活排水処理	98,440	98,439	1	66		0	545,800	58,080	100.1	

(付表 )

平成19年度経営状況一覧表(法非適用分)

(単位:千円)

事業名		市町・組合名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	企業債現在高	他会計からの繰入金
簡易水道		佐賀市	121,096	120,596	500	500	382,309	76,706
		唐津市	445,857	445,857	0	0	1,265,786	45,818
		多久市	41,174	32,693	8,481	8,481	14,571	9,694
		小城市	24,202	22,828	1,374	1,374	55,835	18,730
		神埼市	3,133	2,809	324	324	0	0
		吉野ヶ里町	2,699	2,343	356	356	0	1,082
観光施設	休養宿泊	唐津市	64,783	38,975	25,808	25,808	184,039	0
	その他観光施設	唐津市	34,150	15,417	18,733	18,733	0	0
	その他観光施設	武雄市	28,747	25,204	3,543	3,543	0	0
宅地造成	その他造成	唐津市	96,794	64,214	32,580	0	186,105	0
		鳥栖市	145,340	105,347	39,993	0	235,522	0
		伊万里市	55,025	541,605	486,580	486,580	0	0
		鹿島市	5,975	5,975	0	0	2,130	5,830
		嬉野市	252,046	251,955	91	91	706,817	24,899
		上峰町	14,884	14,844	40	40	270,000	3,744
		みやき町	266,275	197,399	68,876	25,739	0	124,064
		有田町	85,431	84,020	1,411	1,411	595,100	0
		佐賀市	9,376,528	9,137,974	238,554	20,000	48,170,782	1,350,358
		唐津市	7,579,814	7,578,314	1,500	0	33,772,618	1,194,226
多久市	655,805	655,805	0	0	2,752,713	133,738		
下水道	公共下水道	伊万里市	2,143,274	2,322,051	178,777	182,567	15,015,507	747,160
		武雄市	555,232	552,663	2,569	2,569	950,700	46,924
		鹿島市	1,239,530	1,233,830	5,700	0	6,787,426	579,746
		小城市	1,252,894	1,246,763	6,131	4,701	5,028,499	140,353
		嬉野市	441,566	438,850	2,716	2,691	2,314,831	93,219
		神埼市	950,335	936,543	13,792	8,892	3,501,431	153,691
		吉野ヶ里町	479,290	470,881	8,409	8,409	5,143,555	289,869
		基山町	748,461	744,084	4,377	4,377	2,181,754	106,862
		みやき町	439,310	411,536	27,774	12,686	2,341,413	105,211
		有田町	699,204	693,804	5,400	0	3,982,323	179,414
	特定環境保全公共下水道	佐賀市	1,310,622	1,303,112	7,510	2,000	8,644,478	411,229
		唐津市	1,172,825	1,170,475	2,350	0	7,060,586	214,485
		小城市	1,290,941	1,249,483	41,458	33,479	3,483,148	130,000
		みやき町	326,356	318,914	7,442	0	603,469	20,296
	農業集落排水	佐賀市	1,287,257	1,280,116	7,141	1,000	5,600,676	335,089
		唐津市	961,965	961,965	0	0	5,727,018	267,934
		鳥栖市	196,977	196,977	0	0	2,263,336	160,443
		多久市	51,471	49,471	2,000	0	853,670	38,782
		伊万里市	125,437	167,476	42,039	42,039	1,483,872	99,345
		武雄市	755,232	741,675	13,557	13,557	9,031,516	536,479
小城市		308,804	291,109	17,695	16,848	1,641,020	93,616	
嬉野市		838,749	833,212	5,537	5,532	2,802,871	199,298	
神埼市		49,554	47,981	1,573	1,573	500,785	40,199	
吉野ヶ里町		238,211	238,211	0	0	1,833,381	181,369	
上峰町		568,933	556,109	12,824	12,824	5,257,682	264,344	
みやき町		95,987	93,174	2,813	2,813	1,148,241	71,928	
玄海町		29,692	29,692	0	0	428,900	17,550	
有田町		70,096	69,995	101	0	528,009	53,644	
江北町		98,807	94,319	4,488	4,488	953,849	78,948	
白石町		436,272	427,130	9,142	9,142	2,603,180	147,422	
漁業集落排水	唐津市	420,340	420,340	0	0	2,402,184	123,086	
	太良町	50,412	48,162	2,250	2,250	324,337	40,069	
小規模集合排水処理	唐津市	1,701	1,701	0	0	6,783	1,223	
特定地域生活排水処理	鳥栖市	10,364	10,364	0	0	151,723	8,205	
	唐津市	255,088	255,088	0	0	477,400	32,461	
個別排水処理	神埼市	191,689	190,833	856	856	301,500	14,968	
	佐賀市	949	949	0	0	9,712	764	
	伊万里市	1,114	1,114	0	0	13,042	655	
	小城市	2,237	2,036	201	201	3,771	1,407	
	嬉野市	206	204	2	2	2,011	160	
江北町	1,379	1,379	0	0	1,734	1,263		
介護サービス	指定介護老人福祉施設	唐津市(ちくさの)	304,563	277,574	26,989	26,989		0
	老人短期入所施設	唐津市(ちくさの)	17,872	13,358	4,514	4,514	121,123	0
	老人デイサービスセンター	唐津市(きたはた)	42,399	47,669	5,270	5,270		252
	指定介護老人福祉施設	唐津市(宝寿荘)	331,146	330,766	380	380		1,074
	老人短期入所施設	唐津市(宝寿荘)	25,687	25,687	0	0	841,134	0
	老人デイサービスセンター	唐津市(宝寿荘)	56,797	44,266	12,531	12,531		0
	老人デイサービスセンター	唐津市(寿光園)	29,406	24,021	5,385	5,385	0	1,876
	老人デイサービスセンター	大町町	27,543	27,543	0	0	0	7,015
	指定介護老人福祉施設	伊万里・有田地区医療福祉組合	497,769	474,295	23,474	23,474	45,322	0
	老人短期入所施設	伊万里・有田地区医療福祉組合	40,045	22,804	17,241	17,241		0

\* 歳入とは、総収益、資本的収入、前年度からの繰越金及び収益的支出に充てた地方債の合計額である。

\* 歳出とは、総費用、資本的支出、積立金及び前年度繰上充用金の合計額である。

\* 実質収支とは、形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した額である。

\* 介護サービス事業については、団体名に括弧書きにて施設名を追記している。

(付表 )

## 地方公営企業用語集

### 経常損益（経常利益・経常損失）

損益計算書の中間利益（損失）の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益（又は営業損失）に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益（損失）であり、特別損益を除外して算出されるもの。

$$\text{経常損益} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$$

### 純損益（純利益・純損失）

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

$$\text{純損益} = \text{経常損益} \pm \text{特別損益}$$

### 累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金（＝純損失）については、前年度から繰越利益があればその利益をもってうめ、残額があるときは利益積立金があればこれによって埋める。さらにまだ、欠損金に残額があれば議会の議決を経て資本剰余金をもってうめることができる。それでも、まだ、未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

### 不良債務

企業の支払能力の良否は、現金・預金や未収金等の流動資産（短期間のうちに現金にかえられる資産）と、一時借入金や未払金等の流動負債（1年以内に償還しなければならない短期の負債）との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債が流動資産を上回る際に発生するものである。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

### 収益的収支・資本的収支

収益的収支（収益的収支予算・3条予算）

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入としては、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益、過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出としては、

( 付表 )

人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損、臨時損失、過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 3 条に示されていることから、一般に「3 条予算・3 条収支」と呼ばれることもある。

資本的収支（資本的収支予算・4 条予算）

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を示すもの。

建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金等費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 4 条に示されていることから、一般に「4 条予算・4 条収支」と呼ばれることもある。

なお、4 条予算では、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

なお、官庁会計を採用している法非適用企業は、実際の歳入及び歳出を、地方公営企業決算状況調査においては法適用企業に準じて収益的収支及び資本的収支を分別し調査している。

#### 公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定される地方財政計画に公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該企業の経常に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの（地方財政法第 6 条、地方公営企業法第 17 条の 2）とされ、主なものとしては、上水道事業における消火栓設置費及びその維持管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度特殊医療、救急医療・へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務省自治財政局長通知（いわゆる「繰出基準」）により地方公共団体に示されており、各地方公共団体においては、このような基準を参考として当該団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

#### 地方公営企業

地方財政法によれば、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつ

( 付表 )

てこれにあてなければならない(同法第6条)」とされ、地方財政法施行令第37条において、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業の13事業が指定されている。

また、地方公営企業法は地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として制定されているものであるが、同法は地方財政法上の地方公営企業すべてを規制の対象とするものではなく、事業の種類によって同法の規定の全部又は一部が当然適用される。同法第2条第1項において同法が全部適用されるものとして、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の以上7事業(いわゆる「法定7事業」)が指定されている。さらに、同法第2条第2項において財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。

なお、決算統計上の介護サービス事業は、介護サービスに要する経費は介護報酬により賄うこととなっており、制度上、独立採算が可能な仕組となっているため、地方公営企業法、地方財政法には規定されていないが、地方財政法施行令第37条に列挙する事業に準じた取扱いとしている。

#### 下水道事業

下水道法上の下水道(公共下水道、流域下水道及び都市下水路)だけではなく、利用者である住民からみて「下水道」と認識されるもの(農業集落排水施設や合併処理浄化槽等)もあり、その種類は多岐にわたる。

決算統計においては、財政的な位置付けから事業の決算状況を把握するため、公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設の11事業に分類されている。